

外部研究者受入れ要綱

平成19年 1月17日 (館長決裁)

第1条 (目的)

自然および人との関わりに関する学術及び文化の発展に寄与するために、埼玉県立自然の博物館（以下「博物館」という。）の施設、設備及び収蔵資料等を外部の研究者に供するために外部研究者受入れ要綱を定める。

第2条 (定義)

外部研究者とは、研究歴および研究実績が認められる者で、前条（目的）に即した自然科学、博物館学及びその周辺分野の研究を目的とする者、あるいは、博物館学芸職員の指導の下に研究を行なおうとする者をいう。

第3条 (期間)

外部研究者の研究期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。また、研究計画上必要と認められる期間とする。

第4条 (手続き)

外部研究者を希望する者は、あらかじめ担当分野の学芸職員と協議の上、所属機関の長または指導教官を通じて、所定の様式により申請書を館長あてに提出する（様式1、様式2、様式3）。なお、機関に所属しない者については、直接申請することができる（様式1、様式2）。

第5条 (承認)

外部研究者の受入れは、前条の申請にもとづき、館内の手続きを経て承認される（様式4）。

第6条 (経費)

外部研究者は、施設使用等に対しての経費は徴収されない。ただし、物品購入等で実費払いが生じた場合はこの限りではない。

第7条 (報告)

外部研究者は、研究期間終了後、速やかにその研究状況及び成果を記載した研究成果報告書（様式5）を館長に提出しなければならない。また、博物館からのこれ以外の報告依頼があった場合はそれに応じなければならない。

第8条 (成果)

外部研究者は、研究成果を発表する場合、博物館の設備や収蔵資料等を利用した旨を明記しなければならない。また、研究成果が印刷物として公表された場合には、すみやかに当該印刷物またはその複写物を館長に提出しなければならない。

第9条（変更・中止）

外部研究者は、研究計画を変更し、もしくは中止する場合はすみやかに館長に届け出なければならない（様式6）。

第10条（承認の取消し）

外部研究者がこの要綱に定められた事項を遵守しない場合、あるいは外部研究者としてふさわしくない服務・規律を行った場合には、館長はその承認を取り消すことができる。

第11条（その他）

その他、要綱に定めのない事項が生じ、不測の事態が生じた場合は当事者間で協議する。かつ、必要に応じて本要綱を改訂することができる。

附則

この要綱は、平成19年1月18日から施行する。